

令和 6 年度

「東日本大震災復興フォーラム」開催業務

企画提案審査要領

令和 6 年 8 月

東日本大震災復興フォーラム実行委員会

(事務局：宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課)

この「企画提案審査要領（以下「審査要領」という。）」は、東日本大震災復興フォーラム実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「令和6年度東日本大震災復興フォーラム」開催業務（以下「本業務」という。）」に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「選考委員会」という。）において実施する。
- (2) 選考委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査要領に基づき、審査を行う。

2 委員会の開催期日及び場所

選考委員会を開催する期日及び開催方法については次のとおりであるが、参加者が確定した後、速やかにプレゼンテーションの順番と併せて最終通知を行う。

- (1) 開催期日（予定）
令和6年9月中旬（詳細は参加資格確認結果と併せて通知）
※ プレゼンテーションの時間は、1者当たり概ね30分（説明20分、質疑応答10分）を予定している。
- (2) 開催方法（予定）
WEB会議システム（Cisco Webex Meetings）を使用し、オンラインにより行う。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、実行委員会事務局において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わない。
- (4) 選考委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) 上記(4)の評点の合計に基づき、委員ごとに、上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて、実行委員会に報告する。
なお、総得点が同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定する。
- (6) 参加者が1者のみである場合でも、選考委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を実行委員会に報告する。

4 審査項目及び配点

審査項目は次のとおりとすること。

審査項目		審査の観点	配点	
1 全般	企画提案の内容全体に対して	<p>ア 事業の趣旨を理解した内容となっているか。</p> <p>イ 実施スケジュールが無理のないものであるか。</p> <p>ウ 予算の範囲内で、効果的、効率的な内容となっているか。</p>	15 点	
2 企画内容		<p>【リアルイベントの企画立案・実施】</p> <p>ア 各エリアに係る必須事項を満たしているか。</p> <p>イ 各エリアに係る自由提案事項は必須事項の効果を高める内容となっているか。</p> <p>(ア) 応援・感謝エリア及び通路側モニター</p> <p>(イ) 5 都県エリア</p> <p>(ウ) 東北 4 県エリア</p> <p>(エ) 東京都エリア</p> <p>(オ) 物販エリア</p> <p>【特設サイトの開設・管理・運営及び実行委員会 SNS でのハッシュタグキャンペーン等の企画立案・実施】</p> <p>ウ 特設サイトの内容は必要事項を満たしているか。</p> <p>エ ハッシュタグキャンペーン等の企画内容は本業務の目的に則した内容となっているか。</p> <p>【イベント広報の実施及び問い合わせ対応】</p> <p>オ 広報の手法（ポスター及びチラシの配付、東京都提供番組での CM 放映、WEB 広告実施、実行委員会 SNS での情報発信等）は効果的なものとなっているか。</p> <p>カ 問い合わせ対応の体制は適切か。</p>	70 点	
3 業務遂行能力	(1) 業務遂行能力	<p>ア 提案内容を確実に履行できる組織体制であるか。</p> <p>イ 十分実施可能な提案内容であるか。</p> <p>ウ 権利関係の処理その他関係機関等との調整は適切に行われるか。</p>	10 点	15 点
	(2) 積算内訳	<p>ア 積算単価や数量は妥当なものであるか。</p> <p>イ 提案内容と整合性はとれているか。</p>	5 点	
合計			100 点	

5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。